建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　出商株式会社　出光　丈弘　兵庫県神戸市中央区伊藤町119　国土交通大臣許可（般―23）第6569号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　柳生設備株式会社　福地　文雄　大阪府大阪市北区南森町２―４―32　国土交通大臣許可（般―24）第20256号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長谷川工務店　長谷川美香　大阪府八尾市高砂町２―45―17　国土交通大臣許可（般―22）第16244号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　朝鉄工業株式会社　田中　富子　大阪府泉佐野市日根野1836　国土交通大臣許可（般―23）第24376号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年３月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積水樹脂株式会社　福井彌一郎　大阪府大阪市北区西天満２―４―４　国土交通大臣許可（特―23）第6350号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キハラコーポレーション　小髙　直基　福井県越前市大虫町７―２　国土交通大臣許可（特―21）第23418号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年１月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本海事工業株式会社　山口　純子　福井県大飯郡高浜町立石15―15―４　国土交通大臣許可（般―22）第3288号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年１月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　処分をした年月日　平成25年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉野建設株式会社　中坂　善和　兵庫県神戸市北区山田町中字下津イ11　国土交通大臣許可（特―21）第23126号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年４月 18 日

近畿地方整備局長　谷本　光司